

行動計画策定

従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和6年8月1日～令和11年7月31日までの5年間
- 2 目標と取り組み内容・実施期間

〈目標〉

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月の以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

- ・令和6年 9月～ 従業員へのヒアリング、検討開始
- ・令和6年 11月～ パンフレット配布により周知を図る
- ・令和7年 5月～ 再度、従業員に育児休業制度の周知を図る